

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか 1名

第14準備書面

2013(平成25)年7月17日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 嶋 将 周

同 小 島 智 史

被告ら準備書面14に対して

- 1 被告ら準備書面14は、原告第13準備書面に対する反論を述べなければならぬものである。

原告は、被告ら準備書面13を受けて、第13準備書面において、事業からの撤退「通知」により水道等負担金は支払わなくてもよいことを、

- 1 事業からの撤退の「通知」により事業実施計画は変更されることから
- 2 事業からの撤退は施設利用権ないしその取得権の放棄であることから
- 3 事業からの撤退者は既払いの水道等負担金を返還されることから
- 4 費用負担を定めた規定(水機構法25条1項)から
- 5 水道等負担金・撤退負担金を定めた規定(水機構法施行令30条)から
- 6 被告らの主張によっても事業からの撤退「通知」をすれば水道等負担金は支払わなくてもよい

に分けて詳細に論じた。

被告らは準備書面14においては、これに対する反論を述べなければならないのに、従前の準備書面13の内容を繰り返すだけであった。

被告らは、原告第13準備書面に対して反論のすべがなく意味のある反論ができず、今後このやりとりを続ける要を認めないと結論付けている。

2(1) 被告らは、主務大臣の事業実施計画の変更の認可がなされるまでの間は、事業からの撤退通知者は水道等費用負担義務が継続すると主張している。つまり、事業実施計画の変更の認可がなされると、撤退通知者は水道等費用負担義務がなくなることを、当然であるが認めているのである。

(2) 原告が本訴において求めているのは、施設が完成していない調査段階の現時点において、本件導水路の完成に至るまでの本件事業実施計画に記載されている水道等負担金の支出を差し止めることである。そのために被告企業庁長（地方公営企業法9条14号、同法施行令8条の3の解釈によっては地方公営企業である愛知県水道用水供給事業の業務執行として被告知事になることもあろう）のとるべき措置として、事業からの撤退の通知（意思表示）をすることを主張しているのである。

被告らの主張においても、事業からの撤退の「通知」があると事業実施計画は必ず変更される。ただ事業からの撤退の「通知」と同時に事業実施計画の変更はできないので、この間にタイムラグがある。裁判所が被告らに求めて、被告らにおいて水機構から回答されたという変更事業実施計画を策定するのに必要な費用負担の同意等の手続が終了する見込み等は、撤退「通知」から事業実施計画の変更までのタイムラグの長短をもたらすものにすぎない。

いわゆる「事業からの撤退ルール」は、費用負担額の算定が適正になされ、費用負担の同意が速やかになされるように、主として費用負担額算定の合理的ルール（水機構法施行令30条、特ダム法施行令1条の2第2項）を定めたものである。したがって、これに従って求められた費用負担の割合や額について費用負担者の同意が得られないということとはあり得ないことである。合理的な費用負担額の算定の仕方を示すとともに、根拠なくごねる者がいて費用負担の同意が得られず事業実施計画の変更の手続が進まないことがないようにするために定められたのが「事業からの撤退ルール」なのである。「事業からの撤退ルール」ができてからは、撤退「通知」から事業実施計画の変

更までのタイムラグは短いのが当然である。

撤退「通知」があった後に事業を継続するときは、事業を撤退「通知」者の分を除いて縮小しなければならないので、事業実施計画の変更をしないまま事業を完成させることは不可能である。そして、事業実施計画が変更された後は、事業からの撤退の「通知」をして事業から撤退した者は事業実施計画に記載された水道等負担金の負担義務がなくなるので、これを支払う必要はないのである。

被告の主張によったとしても、事業からの撤退の「通知」をすれば本件事業実施計画は変更されるに至り、事業実施計画変更後は、撤退「通知」者は、撤退負担金の負担義務を負い、本件事業実施計画に記載された水道等負担金の負担義務がなくなることは明らかである。それ故、原告は、施設が完成していない現時点において、とるべき措置として事業からの撤退の「通知」をしなければならず、本件事業実施計画に記載された水道等負担金の支出を差し止めることを求めているのである。

そして、撤退の「通知」があってから事業実施計画の変更がなされるまでの間における事業からの撤退の通知をした者の水道等負担金は、仮に支払ったとしても、撤退「通知」前に支払ったものと一緒に事業実施計画の変更によって返還される。事業実施計画の変更によって遡及的に負担義務がなくなるのである。上記(1)で述べた被告の主張はこの間の水道等負担金についてのものである。事業実施計画の変更があるまでは水道等費用負担金の負担義務があるといっても、事業実施計画が変更されると返還されるのであるから、負担義務があるというのは実効のない観念論である。このような遡及的に負担義務がなくなり返還されることが分かっているものは支払う必要がない。

(3) 被告らは、事業実施計画の変更がされると水道等費用負担義務はなくなり、支払った水道等負担金は返還されることを認めていながら、以上の原告の主張に対して何の反論もしようとしない。

原告の上記主張に対しては反論のすべがないからである。

3 (1) 被告らは、設楽ダム公金支出差止請求住民訴訟の名古屋高裁判決が、「企業庁長が法令によって定められた義務である設楽ダムの水道用水に係る費用負担金の納付を拒むという、およそ起こりえない事実の発生を前提とした当

該事件控訴人らの主張を、「控訴人らの上記主張は、費用負担の在り方についての独自の見解を述べるものであり、失当である。」と判示して退けているが、この判旨は結論において被告らの主張と同旨のものということが可能である。」と主張する。

(2) しかし、設楽ダム公金支出差止請求住民訴訟の名古屋高裁判決は、「企業庁長が行う支出（代理人注・水道等費用負担金の支出）については、愛知県のダム使用権設定予定者たる地位は、被控訴人知事の国土交通大臣に対する申請に基づいて定められたものであり（特ダム法5条）、また、被控訴人知事は上記申請を取り下げることができる（同法12条本文）から、被控訴人知事が上記申請をしたこと又は同申請を取り下げないことにつき裁量権の逸脱があった場合にも、被控訴企業庁長が行う上記支出は違法となると解される。」（判決書p41）と述べているのである。

同判決は、県知事が地方公営企業である愛知県水道用水供給事業の業務執行として事業からの撤退つまり国土交通大臣に対してダム使用権設定申請の取下げ（特ダム法施行令1条の2第2項）をしないことにつき裁量権の逸脱があった場合には、企業庁長が行う水道等費用負担金の支出は違法となると明確に述べているのである。

被告らの同判決を引用する上記反論は、何の根拠もないご都合主義の反論である。

4 今後の進行について

被告らは準備書面14において、今後このやりとり（事業からの撤退についてのやりとり）を続ける要を認めないと結論付けている。

原告も、訴訟の進行については、被告らと同意見であり、事業からの撤退についての議論をこれ以上続ける必要はないと考える。

よって、速やかに人証尋問を行うべきものと思料する。